

障がい者

ともに生きるために

障がいのある人が地域で生活し、社会参加ができる よう、さまざまな支援を行っています。(*)印は障がい 者相談支援センター(P80)でも申請を受け付けます。

安心して暮らすために

障がい福祉室

■ 06·6384·1347、06·6384·1348 ■ 06·6385·1031

手帳の交付

さまざまな福祉制度を利用するための手帳です。申 請が必要です。

(身体障がい者手帳(*))

病気やけがなどにより法に定める機能障がいのある人。

療育手帳(*)

知的障がいのある人。

′精神障がい者保健福祉手帳(*)

精神障がいのある人。

暮らしを支える制度

➡障がいのある人のための制度

障がいの内容に応じて、さまざまな支援を行ってい ます。所得に応じて費用負担が必要な場合があります。

(補装具交付と修理(*))

身体障がい者(児)などに、白杖や眼鏡、補聴器、義肢、 装具、車いす、歩行器などの購入費と修理費の一部を助 成します。

(日常生活用具の給付(*))

在宅の重度身体障がい者(児)・難病患者などに次の 日常生活用具を給付します。

肢体 便器、特殊寝台、火災警報器、入浴用担架、移動 用リフト、移動・移乗支援用具、入浴補助用具

視覚 視覚障がい者用時計、点字タイプライター、電 磁調理器、点字図書など

聴覚障がい者用の目覚まし時計・屋内信号装 聴覚 置・情報受信装置など

言語 携帯用会話補助装置など

内部障がい(腎臓など) 透析液加温器など

(居宅介護(*))

日常生活を営むことに支障がある身体・知的・精神障 がい者(児)、難病患者の家庭をホームヘルパーが訪問 し、食事や洗濯、掃除、身の回りの世話などをします。相 談・助言なども行います。

移動支援(*)

全身性・知的・精神障がい者(児)、難病患者が、買い物 (生活必需品除く)や余暇活動などに出かけるときに付 き添い人がいない場合、ガイドヘルパーを派遣します。

(短期入所(*)

身体・知的・精神障がい者(児)、難病患者を介護して いる家族が、病気や出産などで介護できない場合、障が い者(児)が一時的に施設を利用できます。

生活介護(*)

常に介護を必要とする人に昼間、施設での入浴や排 せつ、食事の介護などを行います。創作的活動や生産活 動の機会も提供します。

(グループホーム(*))

地域での生活を希望する主に知的・精神障がい者に、 共同生活の場において日常生活上の支援を行います。



(配食サービス(*))

在宅で食事づくりが困難な、重度身体・知的・精神障がい者のみの世帯か重度身体・知的・精神障がい者とおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯に、食事を届けます。

手話通訳者·要約筆記者派遣

聴覚障がい者が病院や公共機関に出かけるとき、手 話通訳者や要約筆記者を派遣します。

入院時コミュニケーション支援員派遣(*)

入院時に障がい者の意思疎通に熟達した者をコミュニケーション支援員として派遣します。

同行援護(*)

重度の視覚障がい者(児)が出かけるとき、ヘルパー を派遣します。

(重度障がい者訪問診査)

在宅で寝たきりの肢体不自由の人に医師などを派遣し、身体障がい者手帳申請のための診査などを行います。

⇒視覚障がいのある人のための制度

大阪府視覚障害者福祉協会

© 06·6748·0615 **©** 06·6748·0616

視覚障がいのある人に、リハビリテーションや次の支援を行っています。

家庭訪問指導

中途失明者や視覚障がい者の家庭を指導員が訪問し、自立に必要な生活訓練や点字指導、家事や育児の指導・相談などを行います。

(歩行訓練)

中途失明者が安全に単独歩行できるよう、希望に応じて訓練を行います。

手当・医療など

障がい福祉室

▶各種手当てなど

特別児童扶養手当

法律に規定された障がいの状態にある20歳未満の人を養育する人が対象です。施設入所中の人は除きます。 支給額は1級が月5万2400円、2級が月3万4900円。所 得制限があります。

特別障がい者手当

20歳以上で身体・知的・精神など心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護が必要な人が対象です。施設入所中か3か月を超える長期入院中の人は除きます。支給額は月2万7300円。所得制限があります。

(障がい児福祉手当)

20歳未満の重度障がい児が対象です。施設入所中の 人は除きます。支給額は月1万4850円。所得制限があり ます。

(大阪府重度障がい者在宅生活応援制度)

身体障がい者手帳1・2級と療育手帳A(判定書は重度)の両方を持っている人と同居する介護者が対象です。特別障がい者手当を受給している人、施設入所中の人などは除きます。支給額は月1万円。

(吹田市障がい者福祉年金)

障がい者手帳か判定書を持ち、市の住民基本台帳に1年以上記録されている住民税が非課税の人が対象(20歳以上は、身体1~3級、知的A・B1、判定書重・中度、精神1級の人。20歳未満は障がい者手帳を持つか判定書重~軽度の人。)です。支給額は年齢や障がい等級により変わります(年額2万5200円~4万4400円)。



大阪府障がい者(児)扶養共済

4月1日現在、療育手帳か身体障がい者手帳1~3級を 持つか、その他精神か身体に永続的な障がいがある同 程度の状態の人を扶養している65歳未満の保護者が対 象。保護者が死亡か心身に著しい障がいを有した場合、 被保護者に加入口数(2口まで)に応じた年金が支給さ れます。

吹田市在日外国人重度障がい者給付金

昭和57年(1982年)1月1日以前に20歳になった市 内在住の外国人で、20歳までに障がいがあったが障が い基礎年金などを受けることができなかった身体障が い者手帳1·2級、療育手帳Aを持つ人に月2万円を支給 します。所得制限があります。

⇒医療費などの助成

いずれも所得制限や所得に応じた費用負担などがあ ります。

(重度障がい者(児)の医療費助成)

重度障がい者が病院などで診療を受けるとき、健康 保険の自己負担額の一部を助成します。

要件	所得基準額	健康保険証と以 下のものが必要		
重度(1·2級)の身体障が い者		身体障がい手帳		
重度 (療育手帳Aか判定書 重度) の知的障がい者	本人所得 472万1000円 以下 (扶養なし)	療育手帳		
中・軽度(3~6級)の身体 障がい者で中度(療育手 帳B1か判定書中度)の知 的障がい者		身体障がい手帳 と、療育手帳		
精神障がい者保健福祉手帳1級の人		精神障がい者保 健福祉手帳		
特定医療費受給者証か特 定疾患医療受給者証を所 持し、障がい基礎年金1級 か特別児童扶養手当1級		受給者証と、年金か手当の一級相当の証明となるもの		

吹田市で所得を把握できない人(転入者など)は所得 証明書などが必要な場合があります。

更生医療の給付

18歳以上の身体障がい者に、障がいを軽くしたり機 能を回復させたりする手術などの助成を行います。所 得制限あり

(診断書の自己負担金助成(*))

身体・知的障がい者(児)が施設の入所・通所や手当の 申請、補装具などの給付を受けるときに必要な診断書 (意見書)の文書料を助成します。所得制限あり

(精神科・心療内科など通院医療費の助成(*)

精神科・心療内科などへ通院するとき、健康保険の自 己負担額の一部を助成します。

(育成医療の給付)

18歳未満の児童が身体の機能障がいを軽減・改善す るための手術や治療を受ける場合に必要な医療費を助 成します。所得制限あり

費用の助成や援助など

■ 06·6384·1347 ■ 06·6385·1031 障がい福祉室

福祉タクシー 運賃の助成(*)

在宅の視覚・肢体(上肢のみは除く)、内部の1・2級身 体障がい者(児)、重度Aの知的障がい者(児)、1級精神 障がい者(児)を対象に、市が契約しているタクシー会 社のタクシーの初乗り運賃相当額(660円まで)の利用 券を交付します。所得制限があります。

(住宅改造(*))

重度障がい者のいる世帯が、状況に応じて自宅の便 所や浴室、玄関、廊下、階段、居室などを改造するとき、 50万円を限度に助成します。所得制限があります。事前 に申請が必要です。

| 家具等転倒防止器具設置に助成(*) |

重度障がい者のみか重度障がい者と65歳以上の市民 税非課税か生活保護受給世帯で、自力で器具を設置で きない人が対象です。5000円を限度に助成します。



福祉電話の貸し出し

65歳未満で身体障がい者手帳1・2級を持つ障がい者のみか、聴覚障がい者のみの世帯か、これに準ずる世帯で、電話のない世帯に福祉電話を貸し出します。市民税所得割非課税世帯が対象です。

| |車いすの貸し出し(*)

一時的に車いすが必要な人に、原則1か月以内で貸し出します。

自動車改造費の助成

身体障がい者手帳を持つ人が、新たに購入する自動車の運転に必要な改造をするとき、10万円を限度に助成します。所得制限があります。

自動車運転技能習得助成

普通自動車運転免許を取得したとき、4万5000円を限度に助成します。身体障がい者手帳を持ち、運転免許証の交付日に市内に1年以上住んでいる人が対象。免許証交付後1年以内に申請してください。

介護人自動車運転技能習得助成

1・2級身体障がい者(児)か重度知的障がい者(児)と 市内で1年以上同居し、常時介護している人が、普通自 動車運転免許を取得したとき、4万5000円を限度に助 成します。免許証交付後1年以内に申請してください。

➡ 障がい者(児)のお口のケアとリハビリテーション

こうくう

厨津雲台1・2・1(千里ニュータウンプラザ内)

© 06·6155·8020 **©** 06·6873·3030

歯科医師が□腔の健康度チェックと□腔ケア指導を 行います(要予約)。

税の減免

自動車税(環境性能割)

大阪自動車税事務所寝屋川分室

丽寝屋川市高宮栄町13⋅2 **四**072⋅823⋅1801

自動車税(種別割)

三島府税事務所

厨茨木市中穂積1⋅3⋅43 **四**072⋅627⋅1121

軽自動車税(環境性能割)

軽自動車検査協会高槻支所内

励高槻市大塚町4⋅20⋅1 **四**072⋅604⋅2772

(軽自動車税(種別割)

税制課

■06.6384.1244 **■**06.6368.7344

所得税など

吹田税務署

所片山町3·16·22 四06·6330·3911

市·府民税

市民税課

■ 06·6384·1248 ■ 06·6368·7344

利用料などの割引

有料道路通行料金(*)、NHK放送受信料(*)

障がい福祉室へ問い合わせてください。

市の体育施設利用料

各体育施設(123ページ)に問い合わせてください。

交通機関の割引

詳しくは各交通機関に問い合わせてください。

割引の種類	対 象	内 容									
ま 道 身体障がい者手帳・療育手帳を持つ人		種	別	距離	介護者	普通 乗車券	急行券	定期券			
		第1種 障がい者	単独	101km 以上	_	5割引	_	_			
	身体障がい者手帳・療育手帳を持つ人		介護者 付き	制限 なし	1人まで 本人と 同じ扱い	5割引	5割引 (特急券 は除く)	5割引 (小児は 除く)			
	C19 27(第2種 障がい者 ※	単独	101km 以上	_	5割引	_	-			
	※第2種であっても12歳未満の身体・知的障がい児が介護者と定期乗車券で乗車する場合は、介護者のみ5割引になります。手帳を駅の窓口へ直接提示してください。										
Osaka Metoro 大阪シティバス	身体障がい者手帳・療育手帳 を持つ人 介護を必要とする第1種障がい者、12歳未満の第2種障がい児は、手帳 の提示で本人・介護者に割引。それ以外の第2種障がい者は、バス運賃の み本人に限り5割引。										
航空機	主要な国内線の運賃が割引。詳しくは航空会社へ問い合わせてください。										
タクシー	身体障がい者手帳・療育手帳 を持つ人	者手帳・療育手帳 大阪タクシー協会、全大阪個人タクシー協会などに加入のタクシーを利用するときに1割引。乗車時に乗務員に手帳を提示。									
船舶	詳しくは船舶会社へ問い合わせてください。										

相談機関

▶基幹相談支援センター(障がい福祉室内)

■ 06·6384·1348 ■ 06·6385·1031

障がい者の総合相談。成年後見の相談や障がい者虐 待への対応など。

➡ 障がい者相談支援センター

地域で暮らす障がい者などの身近な相談窓口・福祉 サービスや生活の困りごとなどの一般相談。

JR以南

所内本町2·2·12

1EL 06·6319·9832 FAX 06·6319·9833

片山·岸部

所岸部中1·28·10·1F

1 06.6310.1672 A 06.6310.1673

豊津・江坂・南吹田

厨 豊津町2・1第2中田ビル1F ■ 06・6386・3700 ■ 06・6386・3701

千里山·佐井寺

所千里山東2·20·4

11 06 · 6170 · 1785 12 06 · 6170 · 1786

山田・千里丘

所山田西1·26·20

1 06⋅6170⋅5136 **1** 06⋅6170⋅3939

千里ニュータウン

厨津雲台1・2・1・5F ■ 06・6873・8850 ■ 06・6873・8860

➡地域保健課(保健所内)

頭出□町19・3 ℡06・6339・2227 № 06・6339・2058

精神障がい者の医療・健康相談など

➡ 学校教育室

所朝日町3·415(吹田さんくす3番館4階)

■ 06·6155·8192 **■** 06·6155·8872

障がい児の就学や特別支援教育について、相談や助 言など。

▶教育センター

■ 06·6384·4488 **■** 06·6337·5412 **厨出口町2・1**

来所・電話・出張教育相談の中で発達に関する相談に 応じます。

→大阪府障がい者自立相談支援センター

厨大阪市住吉区大領3·2·36

(身体障がい者支援課)

■06.6692.5262 **■**06.6692.5340

知的障がい者支援課

■06.6692.5263 **■**06.6692.3981

▶大阪府吹田子ども家庭センター

厨出口町19・3 四06・6389・3526 ∞06・6369・1736

18歳未満の身体・知的障がい児と家族に、相談・指導 など。

◆OSAKAしごとフィールド

厨大阪市中央区北浜東3・14 エル・おおさか本館2・3F **1** 06⋅4794⋅9198 **1** 06⋅6232⋅8581

職業の適性検査や相談。

→大阪障害者職業センター

厨大阪市中央区久太郎町2・4・11 クラボウアネックスビル4F **■** 06·6261·7005 **■** 06·6261·7066

障がいの種類、程度に応じた職業相談や職業指導。

▶ハローワーク淀川

丽大阪市淀川区十三本町3・4・11

EL 06·6302·4771 FAX 06·6886·3868

就職相談や職業訓練、就職・雇用のための助成金制度 など。

障がいのある人のための施設

⇒総合福祉会館

頭出□町19・2 1106・6339・1201 1106・6339・1202

教室

陶芸や七宝焼、ストレッチ体操など。無料。材料費実費。在 宅障がい者が利用できます。事前に申し込んでください。

生活介護

常時介護が必要な在宅障がい者に対して機能訓練や 日常生活活動訓練、入浴や給食サービスなどを行って います。所得に応じて費用負担があります。

▶障害者支援交流センターあいほうぷ吹田

丽千里万博公園12·27 Ⅲ 06·6816·6877 № 06·6816·6881

市内在住の18歳以上65歳未満の身体・知的障がい者を対象に、生活介護施設や障がい者短期入所施設を開設しています。市内在住の障がい者と介護者などにプール・介助浴室を、市内の福祉ボランティア団体などに会議室を開放します。

⇒すいた障がい者就業・生活支援センター

障がい者などや事業主を対象とする、求職、職場定着 やジョブコーチ派遣などの相談や支援。

→千里山・佐井寺図書館(ちさと)

厨千里山松が丘25・2 四06・6192・0516 ™06・6192・0517

視覚障がい者や活字が読みにくい人に、録音図書や 点字図書・雑誌を郵送で貸し出しています。分室を除く 各図書館で対面朗読も行っています。

図書館への来館が困難な人には、図書館の図書・雑誌を郵送貸出しています。いずれも利用料は無料ですが、登録が必要。

◆こども発達支援センター キッズほうぷ

厨片山町2・11・40 Ⅲ 06・6339・6103 № 06・6387・5734

不安や悩みを抱える子供や保護者、家族が必要なと きに必要な療育を受けることができるよう、総合的な 支援をしています。

(地域支援センター)

■06.6339.6103 **■**06.6387.5734

18歳までの発達や療育に関する相談など、各種親子教室、保護者・支援者向け講座、市民向け福祉講座を行っています。

杉の子学園

■ 06·6387·5667 ■ 06·6387·5734

知的な遅れや発達に配慮を必要とする就学前幼児の 通園施設です。各種訓練と小集団で生活自立の取り組 みや遊びを通して心身の成長・発達を促します。

わかたけ園

■ 06·6388·0030 ■ 06·6387·5734

主に肢体が不自由な就学前の乳幼児が保護者とともに通園し、機能訓練や生活指導などで、機能の向上・改善を図ります。整形外科・小児科の診察や発達相談も行っています。

杉の子学園・わかたけ園の入園は、通所受給者証が必要です。詳しくは問い合わせてください。

⇒地域活動支援センターりあん

厨内本町1・2・17 Ⅲ 06・7182・4050 Ⅲ 06・7182・4050

創作的活動、生産活動、社会交流の場所や機会の提供 を行います。また、精神保健福祉士が日常の困りごとな どの相談に応じます。

⇒地域活動支援センター赤レンガ

厨千里山月が丘6-8

11006-6319-9894

創作的活動、生産活動、社会交流の場所や機会の提供を行います。また、就労に向けた訓練などのプログラムの実施や相談に応じます。

➡施設への通所

障がい福祉室 Ⅲ06⋅6384⋅1348 №06⋅6385⋅1031

身体・知的・精神障がい者(児)が指導や訓練を受けて自立をめざす障がい福祉サービス事業所などがあります。

ボランティア活動のために

瞳がい福祉室

■ 06·6384·1347 **■** 06·6385·1031

手話講習会

入門コースは4月から1年間。会話コースは5月から6か月間開催します。いずれも昼と夜に開催。

点字講習会

点訳ボランティア養成のために、9月から開催します。

➡ボランティア団体

(点訳奉仕員と朗読奉仕員の養成

大阪府視覚障害者福祉協会 ■ 06⋅6748⋅0615

(手話通訳員の養成と派遣)

大阪聴力障害者協会

■06·6748·0380 **■**06·6748·0383

ボランティア活動振興の総合活動

大阪ボランティア協会 06.6809.4901

⇒さまざまなボランティアグループ

吹田市社会福祉協議会ボランティアセンター © 06-6339-1210 06-6170-5800

さまざまなグループが登録・活動しています。詳しく は同センターへ。

,